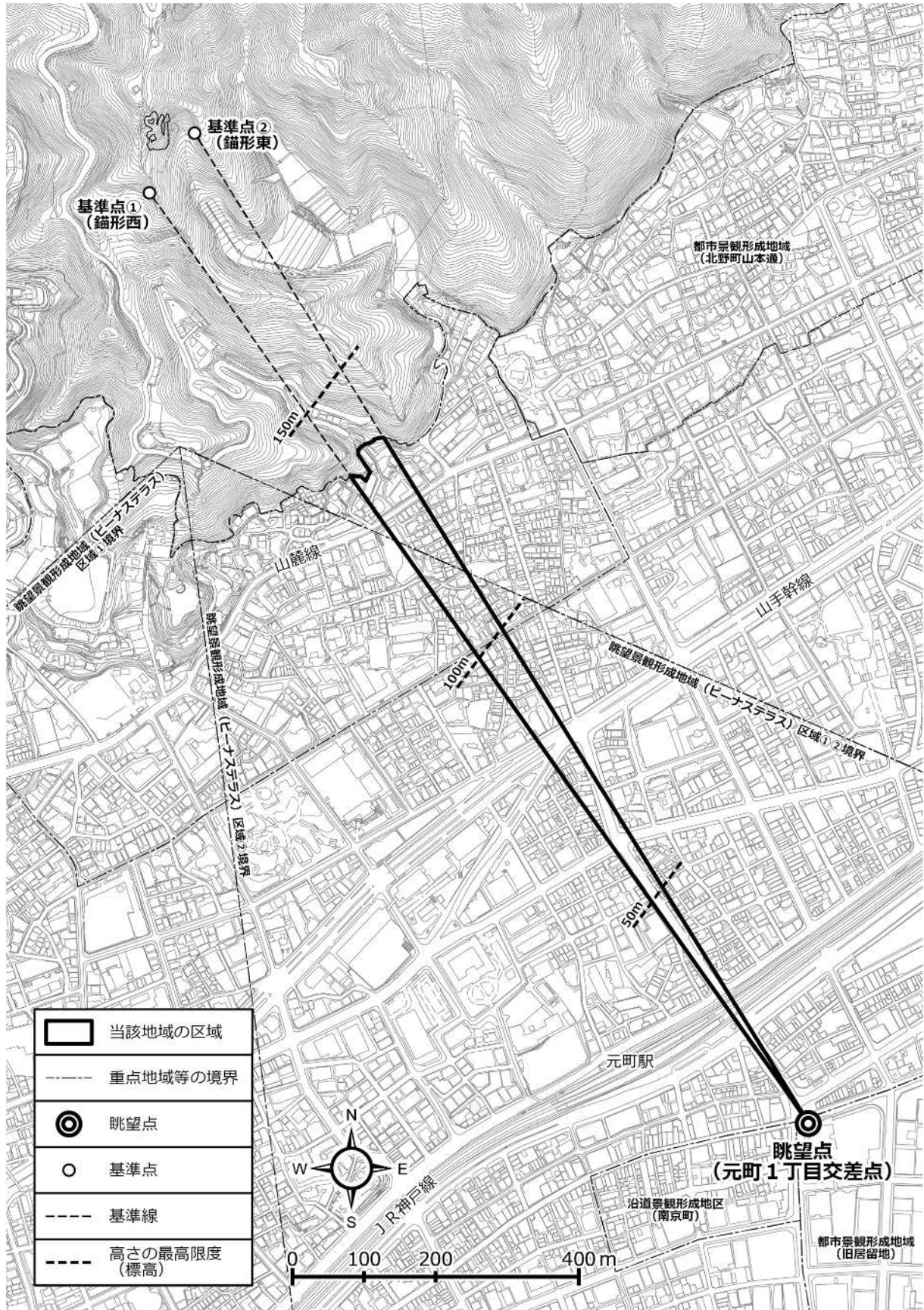


2-2-2 元町1丁目交差点（大丸前）

(1) 区域図



(2) 良好な景観の形成に関する方針

景観特性

道路を見通した先に神戸を代表するシンボルである錨形を望むことができる。

景観形成の基本方針

元町1丁目交差点から錨山を眺める「シンボル型眺望景観」の形成を図る。

景観形成基準の基本的な考え方

道路を見通して錨山を眺めたときに、シンボルである錨形が隠れないように建築物等の高さを規制誘導する。

→ 錨山の錨形の下端から錨の高さの1/2下がった水平線のうち、錨形の両端から錨の幅の1/2ずつ東西に広げた部分を基準線とし、基準線と眺望点を結んだ平面を基準面とし、建築物等の各部分の高さがこの基準面を超えないこととする。

(3) 規制又は措置の基準として必要な制限

景観形成基準

建築物又は工作物の高さの最高限度	○各部分の高さが下記により算定した標高（Z：東京湾平均海面からの高さ）を超えないこととする。〔単位：m〕 《算定式》 $Z = 0.0760061X - 0.1000164Y + 18883$ X, Y：平面直角座標系（5系）における各部分の座標値
備考	1 建築物又は工作物の高さは、屋上広告物などの付属物も含めた外観上の高さとする。 2 次のいずれかに該当する区域内においては、この基準は適用しない。 (1) 都市計画法第8条第1項第3号に規定する高度利用地区 (2) 同法第8条第1項第4号に規定する特定街区 (3) 同法第8条第1項第4号の2に規定する都市再生特別地区 (4) 同法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区 (5) 同法第12条の8及び第12条の10に規定する地区整備計画の区域 3 本基準の適用の際、現に存する建築物又は工作物の建て替えて、基準に適合させることが困難なものについて、神戸市が都市景観審議会の意見を受けて認める場合は、この基準によらないことができる。